

## 第16回西和賀町議会決算審査特別委員会

令和7年9月10日（水）

午前 9時30分 開 議

委員長 出席委員数は全員であります。

会議は成立をしております。

ただいまから令和6年度西和賀町各会計決算についての決算審査特別委員会4日目を開会します。

次に、内記町長及び柿崎教育長より提出されております説明員は着席のとおりでありますので、氏名の呼称は省略いたします。

本日、最終日の総括質疑は、複数の課にわたる決算に関する質疑、複数の会計に関する質疑及び全体を通しての総括的な質疑となります。このため、各課ごとの際に質問し忘れた、再度確認したいなどの理由による質問は、これを認めませんので、ご協力をお願いします。

会議に入る前に、税務課の審査の際に答弁保留となった事項に関し答弁を求められておりますので、これを許します。

税務課長。

会計管理者兼税務課長 おはようございます。税務課の決算審査において、答弁保留しておりました普本委員の質問にお答えします。

決算附属資料173ページの国保会計の部分です。令和6年度の国民健康保険税現年課税分の調定額のうち、18歳以下の被保険者に係る調定額の総額は幾らかという質問でございました。18歳以下の被保険者に係る調定額の総額は、30世帯54人で60万900円となります。

以上です。

委員長 質問者はよろしいでしょうか。

普本委員。

3番 お調べいただきましてありがとうございます。国保の子供の均等割ですが、何度も減免

の必要性を訴えさせていただいております。国保の子供の均等割の減免は、子育て支援策であります。今物価高騰もありまして、子育て世帯が困難を抱えていることは明らかであります。この60万900円、町で負担できないかという検討はされているでしょうか。

委員長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 子供均等割を18歳まで拡大するという質問でございますが、繰り返しになりますけれども、国民健康保険制度の収支であります負担と公平性から、加入者全てに応分の負担を求める必要があることから、特定の年代に限定した減免は行わないとこれまでも答弁してきております。その考え方は、現在も変わっておりませんので、検討はしておりません。

ただ、町では、令和5年から資産割の廃止と医療分の均等割額の引下げを行って、全体の全ての加入者の負担軽減の改正を図ったところでございます。同様に、今後特定の年代に限定したものではなくて、全ての加入者を対象とした税率の改正について、今後検討していきたいと思っております。

委員長 質問者はよろしいですか。

3番 はい。

委員長 それでは、本日の会議に入ります。

それでは、認定第1号から認定第8号までの総括質疑を行います。質問する際は、何の資料の何ページなのか分かるようにご発言願います。

一括で質疑を許します。質疑ありませんか。

高橋宏委員。

8番 私、病院の決算のときに質問しましたけれども、今さわうち病院のほうでは訪問の医療・看護に力を入れているというお話をでした。一

方で、町内の介護訪問事業者が1か所になっております。このような中で、訪問医療・介護の連携、町では地域包括支援センターがあると思いますけれども、そこと病院との連携についてお伺いしたいですけれども、ページ数というよりもそれでお願いしたいと思います。

委員長 病院事務長。

病院事務長 おはようございます。よろしくお願ひします。

包括支援センターの分室が病院内にございます。健康福祉課の連携の部分というところで、訪問看護につきましては、あくまでも医療が必要な方ということで行っている介護サービスの一つであります。訪問看護の利用者、個々の部分については、地域包括支援センター、分室センターと、必要に応じて連携をしておりますし、あと病院と診療所等の連携会議というのを毎月1回、病院のほうで開催しております。それにも健康福祉課のほうからも参加いただいて、情報を共有しておりますし、やはり院内に包括支援センターが、分室があるということで、診療から介護の相談のほうへスムーズに対応ができるというものが一番の強みであるというふうに考えております。

委員長 高橋宏委員。

8番 今、月1回の会議ということだったのですけれども、対象者、患者さんといいますか、がいろいろ状態が変わっていくことがあると思いますけれども、そういう場合にはケアマネジャーさんが今言った中に入って、急遽体調等変わった場合には、医療なのか介護なのかという場面に変わったときにはケアマネさんが入って、その間を結んでいくというふうな考えでいいのでしょうか。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 ご質問にお答えいたします。

まず、ご本人さんの体調の変化に応じまして、その際に訪問介護だったり訪問看護だととかという方々からケアマネジャーのほうに連絡が行き、

その中で利用者さんであったり、ご本人であったり、ご家族の方のご意向をお聞きしながら、それからあとサービスを提供している事業者のほうから声を聞きながら、必要に応じて担当者会議を開催したり、あと常時定期的な担当者会議も開かれるのですけれども、緊急的なときには担当者会議を開いて、必要なサービスを新たに追加をしたり、見直しをしたりという形で行われております。

委員長 高橋宏委員。

8番 西和賀町の介護保険料が高額であることは、町民も知っていることだと思います。さわうち病院も、病院のない地域もある中で、人口が減っている中で病院を維持しているということは大変貴重ですけれども、一方で介護施設のほうも様々大変だということで、町民が、体調が崩れたときとか、そういうときには誰に相談して、どこに行けば、いろんなサービスがあるのだということができれば、先ほど言った介護保険料高くても安心して暮らせる町だというふうになると思いますけれども、今言われたことの繰り返しになるかもしれないのですけれども、家族なり本人が体調を崩した場合には、病院なり介護施設なり、自分がかかっているところを通じて体調変化には対応していただけるというふうに考えていいのでしょうか。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 体調を崩した際には、まず一旦医療を受けていただいて、そして医療を受けていただいた後に介護が必要だなということで判断された際には、入院している場合であったり、在宅で通院している場合でも、病院や診療所のほうから、町内の医療機関もありますので、介護のサービスを使ったほうがいいのではないかというような形で、まずご家族だとかご本人にお話があります。なかなか相談しにくいでないですけれども、自分一人では難しいというときは、ご本人さんだとかご家族の同意を得て、包括支援センターのほうに情報が提供されてき

ますので、まず自分で何かお話しするのが、ちょっと何を順序立てて話をしていいか分からないという方には、もうあらかじめ包括支援センターのほうに同意の下で情報提供来ますので、その中でご本人さんとご家族の方とお話をしながら、必要なサービスをこちらと検討しながら、一度介護申請をしていただいて、そして介護度に応じてケアマネジャーさんをつけて、ケアマネジャーさんがまずいろいろサービスを考えていくというような流れになります。介護が少しひ度合いが低い場合は、包括支援センターも相談に乗っていくということになっております。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

普本委員。

3番 何の資料の何ページが示せなくて申し訳ないのですが、委託料全般について伺いたいのですけれども、よろしいですか。

委員長 はい。

3番 どの課にも委託の事業があつて、多岐にわたる事業で委託料が発生していると認識しています。幅の広い質問になつてしまつて申し訳ないのですが、委託先を選定する際の決め事ですとか、申合せ事項のようなものがあるかどうかということについて伺います。

金額的なことですか、業務内容として、こういう場合には委託するということ、委託する際に可能なものはできるだけ町内業者を使うだとか、逆にこういうものは委託しないで職員でやるとか、委託した各事業において、そういうような発注の際の申合せや指針などはあったかどうかということを伺います。

委員長 総務課長。

総務課長 おはようございます。お答えします。

委託料についてのご質問でございますが、町では、委託業務について行う際ですけれども、金額であつたり業務内容、業者が町内外であるかといった部分について統一的な指示というのは、特に申合せ事項はございません。

委員長 普本委員。

3番 委託する際の検討の仕方はどうなつていいか、当然そこの検討はしっかりとなされてほしいという思いで質問をさせていただきました。

各課でその事業に合わせて委託するかしないかですとか、ふさわしい発注先を吟味しているということでおろしいですか。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えします。

委員お話しのとおり、各課で対応させてもらつてございます。業務内容に応じて、業者の選定をまづします。町内でできるものにつきましては、可能な限り公平性を保ちながら見積り依頼であつたり、そういう形で発注をするという形になってございました。

ただ、どうしても町内にないような専門的な分野であつたり、そういう部分については、町外にも発注するということはございます。

以上でございます。

委員長 普本委員。

3番 今の答弁にあつたように、委託料などもできるだけ町内で回るようにすることが望ましいと思います。今ご答弁にあつたように、町内でできることに限りがあるということを承知はしているのですが、委託料ができるだけ町外に出て行かないような、そういう努力はされているということでおろしいですか。

委員長 総務課長。

総務課長 委員ご質問のとおり、努力しているということになります。よろしくお願ひします。

委員長 刈田委員。

11番 おはようございます。附属資料3ページになります。財政構造の状況ということで、6年度経常収支比率が減ったということの理由として、物件費の繰り出しがあったということでありました。もう少し詳細に、物件費のどういうものが6年度に出たのか、その辺も踏まえてお聞きしたいと思いますけれども。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

まず、経常収支比率の件につきましては、5日の当課の決算審査の際にほかの委員からご質問があつて、それにお答えしております。

今刈田委員のご質問の物件費でございます。詳しくは、決算附属資料13ページにその増減の状況が掲載されております。物件費でありますけれども、自治体が行政サービスを提供するために必要な消費的性質を持つ経費の総称でありますと、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等、これら以外の経費となります。具体的には、決算附属資料の32、33ページに記載されておりますとおり、需用費、委託料、備品購入費などがこれに該当するものでございます。

委員長 刈田委員。

11番 今課長から答弁がありましたけれども、そのとおりであると思います。やっぱりコロナ禍で、毎年やっている予算説明書の中の用語の説明の中にも、旅費、公債費、需用費等ということがありますけれども、需用費等の中には、こまいですけれども、やっぱりそこで幾らかずつでも減らしていくようなことも考えられると思いますし、全体的に物件費を圧縮することができるのか、やれるのかというあたりをどのように考えているのかお伺いします。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

決算附属資料の32、33ページで、物件費の中で一番金額が多いのが委託料になってございます。先ほど業務委託の話が出てまいりましたが、最近そういう専門的な業務を外部の事業者に委託するものが増えてきております。したがって、この委託料というのは、今後も高い水準で推移していくのではないかと思っております。

物件費につきましては、その年度の実施事業によっても増減がありますけれども、先ほど申し上げたとおり、近年の物価高騰とか、あるいは多様な行政サービスの提供に伴う委託業務の増加などの影響によって、近年高い水準で推移をしております。今後も歳出総額に占める割合

は大きいものになってくるものと認識をしております。この傾向は、行政サービスの多様化や効率化を図る一方で、経常経費の増加の要因の一つとなっております。

物件費を減らしていく方法ですけれども、物件費に限らず、全ての事務事業経費に言えることでありますと、その事務事業による費用対効果を厳格に判断して、業務の効率化に努めるとともに、当初の目的を達成した事業や効果の低い事業などのスクラップを進め、経費削減に努めていく必要があるものと考えているところでございます。

委員長 刈田委員。

11番 これは、やっぱり全体的なものであります。投資的経費もなかなかできない分で、どうお金を捻り出していくかという中では、物件費というのはかなり重要なポイントになると思います。あと、ほかは引き出せるところがないというか、ここをやっぱりきっちり次の予算にはいろいろやってもらいたいと思いますけれども、その辺の物件費に対することに対して、課内でもいろいろ中身的には情報交換というか、予算は出たから幾らカットしてくださいというような話の前に、物件費の中身的に減らせるところとかという、そういう会議等というのはこれまでなってきたのか、その点をお伺いします。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

特に物件費に限って焦点を絞った形で、そういうことは今までしてきたことはございませんが、委員おっしゃるとおり、非常に大事な視点であると思いますので、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、いずれ物件費に限らず、全ての事務事業経費においてその費用対効果を厳格に審査をしながら、予算編成に努めていきたいと考えているところでございます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいた

します。

これで総括質疑を終わりたいと思いますが、  
これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

以上で決算審査特別委員会に付託されました  
認定議案の全てについて審査を終了いたします。

直ちに表決に入ります。

表決については、認定議案ごとに行います。

認定第1号 令和6年度西和賀町一般会計歳  
入歳出決算の認定についてを採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方  
は起立願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

したがって、本案は認定すべきとして議長に  
報告します。

続いて、認定第2号 令和6年度西和賀町國  
民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いてを採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方  
は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立多数であります。

したがって、本案は認定すべきとして議長に  
報告します。

続いて、認定第3号 令和6年度西和賀町後  
期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いてを採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方  
は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

したがって、本案は認定すべきとして議長に  
報告します。

続いて、認定第4号 令和6年度西和賀町介  
護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを  
採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方

は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

したがって、本案は認定すべきとして議長に  
報告します。

続いて、認定第5号 令和6年度西和賀町溫  
泉事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを  
採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方  
は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

したがって、本案は認定すべきとして議長に  
報告します。

続いて、認定第6号 令和6年度町立西和賀  
さわうち病院事業会計決算の認定についてを採  
決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方  
は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

したがって、本案は認定すべきとして議長に  
報告します。

続いて、認定第7号 令和6年度西和賀町水  
道事業会計決算の認定についてを採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方  
は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

したがって、本案は認定すべきとして議長に  
報告します。

続いて、認定第8号 令和6年度西和賀町下  
水道事業会計決算の認定についてを採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方  
は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

したがって、本案は認定すべきとして議長に  
報告します。

以上で表決を終わります。

これをもって本決算審査特別委員会の審査が終了したことを議長に報告するとともに、9月12日の本会議において当職より本委員会の審査内容について報告いたします。

なお、議長に報告する委員会報告書の作成と委員長報告の内容については、当職に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認め、そのように取り計らいます。

この際、お諮りいたします。本会議での委員長報告をもって本特別委員会を閉じることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認め、そのように取り計らいます。

ここで私から一言御礼を申し上げます。各会計決算の審査につきましては、限られた時間ではありましたが、委員各位には熱心に審査していただきました。進行につきましても、円滑な運営にご協力いただきました委員各位、執行機関の皆様に改めて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

以上をもって本特別委員会を閉会します。大変お疲れさまでした。

午前 9時56分 閉会